

第13回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年7月10日（金） 午前10時より

会議の場所 高山市丹生川支所 2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第22号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第23号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 5 | 報第24号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて |
| 日程第 6 | 議第70号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 7 | 議第71号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第72号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第73号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第74号 | 最低経営面積（別段の面積）の設定について |
| 日程第11 | 議第75号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第12 | 議第76号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、
本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、
杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、
車戸明良、田中正躬、岩村聡、平田秀雄、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、
天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、
森山護

○本日会議に欠席した委員

なし

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、下畑守生、
尾前隆治、平野善浩、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

なし

職務代理	<p>ただいまより第13回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員はございません。</p> <p>よって、現在の本出席委員は、36名中36名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>本日は、視察研修ということで、皆様方の心がけのもと、いい日になりました。外に溜まった仕事も、あろうかと思いますが、どうか本日一日、よろしく願いいたします。なにはともあれ、本年は、こんなことで雨は大丈夫かなと思います。台風の事は気になりますが、被害等なければと思うような所でございます。</p> <p>本日は一日長時間となりますが、丹生川の方をお借りして勉強させていただきますがよろしく願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>進行は議長が務めます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p>(憲章朗唱)</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。</p> <p>議席番号 26番 加藤 貢 委員と、28番 岩本 洋子委員を指名しますのでお願いします。</p>

議長	<p>日程第2 会期の決定について を議題といたします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。</p> <p>それでは議事に移ります。</p> <p>日程第3 報第22号 農業生産法人の報告等について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
前坂農地主	<p>それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。 今回は47法人のうち7法人についての報告となります。</p> <p>農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。</p> <p>1番 冬頭町にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積としては田 25.0ha 畑 0.03 ha、合計 25.0 haを経営しており、経営内容は水稲、トマトなどの栽培、農作業受託を行っております。</p> <p>2番 上宝町見座にあります株式会社は認定農業者であり、経営面積としては、田 26.8ha 畑 0.3 ha、合計 27.1 haを経営耕作しており、経営内容は水稲、露地野菜、WC S、農作業受託を行っております。</p> <p>3番 国府町上広瀬にあります農事組合法人は認定農業者であり、経営面積としては田 55.6ha を耕作しております。また、経営内容は水稲、飼料米、加工米、農作業受託を行っております。</p> <p>4番 上野町にあります農事組合法人は認定農業者であり、経営面積としては田 2.4ha 畑 0.1 ha、合計 2.5 haで、経営内容は水稲、トマト、レタスの栽培、農作業受託を行っております。</p> <p>5番 清見町巢野俣にあります株式会社は認定農業者であり経営面積：田 6.3ha を耕作しており、経営内容は水稲の栽培です。</p> <p>6番 岐阜市茜部新所にある株式会社は認定農業者であり、経営面積としては畑 1.6 haを耕作しています。また、経営内容としてはほうれん草、キャベツ、レタスを栽培しております。</p>

7番 清見町大原にあります有限会社は認定農業者です。経営面積は田 1.4 ha、畑 2.9 ha、合計 4.3 haを経営しており、経営内容としては野ほうれん草、しいたけを栽培しております。

以上、報告書が提出されまし7法人について報告いたしました。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第23号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

転用許可の出ている農地について、当事者より許可の取消しが申請されたものです。

今回の場所は、国府町鶴巣になります。

この案件は、許可を受け転用後、不要となったため、農地に復元されたことを確認しその許可を取消すものです。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第24号 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、許可申請の取下げ1件の報告となります。

平成25年7月の委員会で、丹生川町地内におきまして、太陽光発電施設として上程された案件です。

申請地については、農道空港に隣接しているため県の確認や、まちづくり条例等の確認も進んでいましたが、転用事業者の変更となったため、一旦申請を取下げます。

なお、この件については転用事業者を変更した内容で今回5条申請が再提出されておりますので、後程ご審議いただくこととなります。よろしくお願ひします。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 議第70号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、7件の上程となります。

1番は、丹生川町久手地内の案件です。畑 1筆のうち1,000㎡を賃貸借により規模拡大します。受人の耕作面積は9,056㎡、作付けについては露地野菜の予定です。

2番は、丹生川町板殿と町方地内の案件です。田畑 25筆 21,484㎡ を経営移譲します。作付は水稻・露地野菜の予定です。

3番は、久々野町大西の案件になります。畑 1筆 1,165㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は5,185㎡で、作付はかぼちゃの予定です。

4番も久々野町大西の案件です。畑 1筆 687㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は6,346㎡で、作付けについては露地野菜の予定です。

5番も久々野町大西の案件です。畑 1筆 885㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は7,318㎡で、作付けについてはかぼちゃの予定です。

6番は国府町東門前地内の案件になります。畑 1筆 399㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は5,289㎡で、作付けについては露地野菜の予定です。

7番は、国府町漆垣内地内の案件になります。田 1筆 904㎡を取得し規模拡大するものです。受人の耕作面積は 7,101㎡、作付け予定については野菜を予定しています。

以上、7件、田12筆 畑19筆で合計 26,524㎡につ

いてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第7 議第71号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は8件の上程です。

1番は、千島町の案件です。田2筆 383.68㎡について、個人住宅へ転用する申請です。既転用のため追認案件となります。

2番は、西之一色町1丁目の案件です。田1筆のうち 114㎡について、共同住宅を建て替えるため申請されたものです。

3番は、塩屋町地内の案件です。田1筆 157㎡を農家住宅に転用する申請です。

4番は、山口町の案件です。田1筆 1.24㎡を工事による付替え水路の申請です。

5番は、石浦町9丁目の案件です。田 1筆の一部 264㎡を貸駐車場とする申請です。既転用となっているため、追認を求めるものです。

6番は清見町楢谷の案件です。田畑 4筆 2,477㎡を山林にするための転用申請です。既に山林化しており追認を求めるものです。

7番は荘川町六厩地内の案件です。畑 2筆 1, 958㎡を山林にするための転用申請です。既に山林化しており追認を求めるものです。

8番は久々野町大西地内の案件です。田 1筆 1, 838㎡を工場敷地にするための転用申請です。既に転用しており追認を求めるものです。

以上、8件、田8筆 畑5筆で 計 7192.92㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第72号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、16件の上程となります。

1番は、本母町の案件です。田 4筆 1, 988㎡について、電気事業者の営業所にするものです。まちづくり条例の確認対象です。

2番は、中切町の案件です。田 1筆 13㎡について、工場・住宅への進入路の一部に転用するものです。

3・4・5番は合わせて説明いたします。赤保木町の案件です。3番は、田 1筆のうち 177.25㎡について、個人住宅に転用する申請です。4番は、田 1筆のうち 243.48㎡について、分譲住宅に転用する申請です。5番は、田 1筆のうち

0. 49㎡について、共有の通行地に転用する申請です。④⑤両者の協議により、申請されました。

6番は、松之木町の案件です。田 2筆 2, 414㎡を、宅地分譲用の造成申請するものです。12区画の予定で、まちづくり条例確認対象です。

7番は、石浦町4丁目の案件です。こちらは、所有者の公正証書による遺言により、弁護士が仲介し、畑 3筆 85.22㎡を、個人住宅の庭とする申請です。

8番は、丹生川町北方の案件です。こちらは、畑 2筆 2, 948㎡について太陽光発電施設の目的で申請するものです。まちづくり条例等の確認については既に完了しています。

9番は、荘川町一色の案件です。こちらは、畑 1筆 1, 745㎡について、高速関係工事の残土資材置場として一時転用する申請です。期間は3年間の予定です。

10番は、久々野町の案件です。畑 2筆 157㎡について、自治会が管理し植林するものです。隣接する神社で使用するサカキを植える計画です。

11番は、久々野町大西の案件です。田 1筆 1, 838㎡について、工場を建てる申請です。まちづくり確認対象です。

12番は、朝日町上ヶ見の案件です。田 2筆 498㎡について、駐車場や、作業所兼倉庫として転用する申請です。

13番は、朝日町青屋の案件です。こちらは、田 1筆 1, 839㎡を、嵩上げするものです。一時転用期間の予定は1年間です。

14番は、朝日町浅井の案件です。こちらは、田 3筆 2, 595㎡を、嵩上げするものです。一時転用期間の予定は1年間です。

15番は、国府町山本の案件です。田 2筆 433㎡について、使用貸借により個人住宅として転用する申請です。

16番は、奥飛騨温泉郷一重ヶ根の案件です。こちらは、田 1筆 371㎡を、旅館業の宿舎、駐車場として転用する申請ですが、駐車場として利用されていたため、顛末書を付して追認を求める申請です。

以上、16件、田20筆、畑8筆、17, 345.44㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

下田委員 3・4・5番について、5番の隅切り部分について分ける必要があるのか。
3番については、隅切りがないと接道条件を満たさないのか。

池田書記 隅切り部分については、4番の接道の条件としての施行で必要となります。ただし、通常その所有者については、4番の申請者の土地に含まれるものですが、今回は、当事者の協議により共有としたいとのことで5番の申請が追加となりました。
3番の申請地については、隅切りに関係なく接道しております。

議 長 他にご意見等ありませんか。
(意見なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。
続きまして、日程第9 議第73号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 今回は、3件の上程となります。変更点に下線を追加しています。
1番は、清見町坂下の案件になります。変更申請については、一時転用の期間延長です。漁協の要請により、河川工事のできない期間があり県が正式に工期の変更を行い、事業変更に至りました。変更期間は12月末までです。
2番は、清見町大原の案件になります。変更申請については、一時転用の期間延長です。漁協の要請により、河川工事のできない期間があり県が正式に工期の変更を行い、事業変更に至りました。変更期間は12月末までです。
3番は、一之宮の案件になります。事情により当初の申請者の事業が断念されたところ、同町内の変更申請者が宅地を探してい

たため今回の申請となりました。

以上3件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件は許可相当として意見を付することに決定いたします。

議長 続きまして、日程第10 議第74号 最低経営面積(別段の面積)の設定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

前坂農地主 最低経営面積(別段の面積)の設定についてご説明申し上げます。

前回、6月9日の協議会で資料は提供させていただいておりますが、今回は設定又は修正の必要性について審査決定をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、農業委員会は毎年、最低経営面積、いわゆる別段面積を設定、又は修正の必要性について審議し検討結果をホームページ等にて公表するものです。

検討方法といたしましては、

- ①優良農地の確保や、設定区域、農用区域の細分化防止の観点
- ②農家の高齢兼業化により農地の遊休化が深刻で、新規就農等を促進しなければ農地の保全が図られないという観点
- ③農林業センサスの「面積別規模別農家数」や荒廃農地等の統計資料を活用して検討をするものでございます。

農地法施行規則第20条により具体的な検討をいたしました。

1つ目は、設定区域が自然的・経済的条件の観点から営農条件が概ね同一かどうか(第1項第1号)

2つ目は10a単位で設定されているか（第1項第2号）

3つ目は総戸数の4割を下回らないか（第1項第3号）

4つ目は、荒廃農地の状況が相当程度あり、遊休化が深刻で、経営体不足かつ新規就農を促進するために下限面積を下げる必要があるかどうか

5つ目は、下限面積に満たない小面積での農地利用者が増えても、効率利用・周囲への農作業の等に支障を及ぼさないかどうか

また、下限面積変更の可能性についても検討しました。

この表は下限面積は総戸数の4割を下らないことを示すもので、網掛け部が現在の各地域での設定面積を示しています。

同じく、濃い網掛けは1ランク下げても4割を下回らないことを示しており、清見・一之宮・国府地域は可能ということになります。

市域全体を1つの設定区域と仮定した場合には40aの設定が可能となります。

これらを総合的に検討した結果、

ア 設定区域の判断では、支所本庁の10地域の営農条件が同一かどうかは、支所地域ごとに特色ある営農をしており、敢えて設定区域を同一化しない方が特色ある農業に寄与できること。

イ 設定区域別では、清見・一之宮・国府地域は現行より下げることが可能であるものの、優良農地の細分化防止の観点から、清見・一之宮・国府地域を含め現行のままとすること。

ウ 遊休農地が比較的多い高根地区は、土地利用型農業で地域の農業法人やNPO等がソバ、ホウレンソウ等の栽培や集約的営農が展開されていること。

エ 新規就農希望者が遊休地の解消を目的として営農する場合は農業経営基盤強化促進法にて対応が可能であること。

「現行」50aは高山、丹生川、清見、国府地域、40aは一之宮地域、30aは荘川、久々野、朝日、上宝、奥飛騨温泉郷地域、20aは高根地域ですが、検討した結果から判断しますと、

「農地法施行規則第20条第1項及び第2項によりそれぞれ検討した結果、第1項を適用し、最低経営面積（別段の面積）は、現行のままとする」

以上、最低経営面積について、ご審議願います。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、最低経営面積(別段の面積)の設定については、変更しないものと決めます。

続きまして、日程第11 議第75号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は9件の利用権設定と1件の所有権移転合わせて10件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1～2番について、認定農業者である借人は水稲、酪農(乳牛20頭)、肉用牛(繁殖14頭)の経営をしており、田3筆4, 123㎡を新規3年の賃貸借権を設定し、牧草地として利用するものです。

3番について、認定農業者である借人は施設園芸(ほうれん草)、露地野菜の経営をしており、田1筆1, 848㎡を新規9年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

4～6番について、農業生産法人で認定農業者である借人は施設園芸(トマト、菌床椎茸)の経営をしており、田、原野10筆14, 975㎡を新規10年の賃貸借権、使用貸借権を設定し、施設園芸によりトマト、菌床椎茸を生産するものです。

7番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲、肉用牛(肥育450頭)の経営をしており、田1筆1, 505㎡を新規1年の使用貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

8～9番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田8筆7, 150㎡を新規3～10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

10番について、認定農業者である買い手は施設園芸(ほうれ

ん草)、露地野菜の経営をしており、農振農用地区域内の畑2筆6, 970㎡および農振農用地区域外の原野2筆3, 376㎡を取得し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

以上、10件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

議 長 続きまして、日程第12 議第76号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は1件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、畑7筆47, 490㎡について新規11年の貸貸借権を設定し、現在農業研修中である新規就農者への貸付に向け、農地中間管理事業を実施するものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第13回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時00分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

加藤 貢 委員

岩本 洋子 委員
